

平成 28 年 2 月 27 日の理事会において、専門医制度施行細則第 3 条の変更が承認されました事をご報告いたします。
詳細は、以下をご覧ください。

一般社団法人 日本ペインクリニック学会
教育委員会

専門医制度施行細則改訂後

第 3 条 ペインクリニック専門医の新規資格審査申請者は、第 2 項に掲げる書類に所定の審査料を添えて、毎年委員会の指定する期間内に(社)日本ペインクリニック学会専門医認定委員会事務局(以下「委員会事務局」)へ申請するものとする。

2 申請書類は、次の通りとし、委員会指定の書式を使用する。なお、全ての提出書類等については、会員になった年度からのものを有効とする。

(1) 所定の研修証明書(施設代表専門医の署名捺印が必要)。

(2) 履歴書(所属学会名を明記)。

(3) 業績目録(臨床・基礎を問わずペインクリニックに関する学会発表および論文)、および次の①から③のいずれかの論文別冊。

① 日本ペインクリニック学会誌筆頭著者の 1 編(原著、症例報告、短報、総説、講座)

② 日本ペインクリニック学会誌共著者の 2 編(原著、症例報告、短報、総説、講座)

③ 査読を受けて雑誌(邦文英文を問わない)に掲載された(掲載予定可)原著もしくは症例報告の 1 編。筆頭著者に限る。代表的な雑誌は、Journal of Anesthesia (JA)、日本臨床麻酔学会誌、日本疼痛学会誌、日本慢性疼痛学会誌(慢性疼痛)、麻酔、ペインクリニックなどである。その他の雑誌については専門医認定委員会で申請時に審議する。

(4) 本学術大会及び各支部が主催する学術集会の参加証明書。

(5) 50 症例の症例記録。(急性術後鎮痛のみは不可)(第 1 号該当者のみ)

(6) 該当する学会の専門医の認定書写し 1 通。(第 2 号該当者のみ)

専門医制度施行細則改訂前

第 3 条 ペインクリニック専門医の新規資格審査申請者は、第 2 項に掲げる書類に所定の審査料を添えて、毎年委員会の指定する期間内に(社)日本ペインクリニック学会専門医認定委員会事務局(以下「委員会事務局」)へ申請するものとする。

2 申請書類は、次の通りとし、委員会指定の書式を使用する。なお、全ての提出書類等については、会員になった年度からのものを有効とする。

(1) 所定の研修証明書(施設代表専門医の署名捺印が必要)。

(2) 履歴書(所属学会名を明記)。

(3) 業績目録(ペインクリニックに関する学会発表及び論文)。

(4) 本学術大会及び各支部が主催する学術集会の参加証明書。

(5) 50 症例の症例記録。(急性術後鎮痛のみは不可)(第 1 号該当者のみ)

(6) 該当する学会の専門医の認定書写し 1 通。(第 2 号該当者のみ)

(7) 次の①から③のいずれかの論文別冊(臨床基礎を問わない)。

① 学会誌筆頭著者の 1 編

② 学会誌共著者の 2 編

③ 査読がある雑誌の筆頭著者の 1 編(専門医認定委員会で審議して適切と認めた雑誌)